

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 9 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 53 年の夏頃に国民年金の加入手続を行い、未納の期間を作らないように国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間はいずれも 3 か月と短期間であることを踏まえると、当該期間の保険料についても納付されていたとみるのが自然である。

申立期間②については、当該期間に係る被保険者資格取得記録は、昭和 60 年 1 月 22 日にオンライン入力されており、同時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能である。また、申立人は、保険料の納付が遅れた時は、社会保険事務所（当時）で納付書を作成してもらい、金融機関で保険料を納付していたと具体的に説明しており、当該説明は過年度保険料の納付に係る制度と符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間は国民年金保険料の免除の申請をしており、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の「国民年金保険料免除申請承認通知書」を所持しているため、申立期間は保険料の免除期間だと思っていたが、平成 20 年に送付された「ねんきん特別便」で、申立期間が国民年金に未加入となっていることを知った。それまでに保険料の免除記録が取り消された旨の連絡を受けたことはなく、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できないので、申立期間を保険料の免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間については、オンライン記録及び年度別納付状況リストによれば、当該期間は国民年金保険料の申請免除期間とされていたが、申立人は、申立期間前に厚生年金保険の老齢給付受給資格期間満了者となっており、制度上、当該期間を保険料免除期間とすることはできないことから、平成元年 5 月に当該期間の免除記録が取り消され、申立期間は強制加入被保険者期間から未加入期間に記録訂正されている。しかしながら、申立人は、保険料の免除記録が取り消された旨の連絡を受けたことはないと述べており、
i) 申立人は、当該期間のうち昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の「国民年金保険料免除申請承認通知書」を回収されずに所持していること、
ii) A 年金事務所は、「免除記録の取消しが行われた場合には本人に文書で通知の上、免除承認通知書を回収していたはずである」旨を回答していることから、上記免除記録が取り消された平成元年 5 月から「ねんきん特別便」が送付された 20 年までの間に申立人に対して上記免除記録の取消しの通知が行われた可能性は極めて低い

ものと考えられる。このため、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、20年以上の長期間にわたり醸成されてきたものと認められ、当該期間の被保険者資格及び保険料免除を認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの期間については、当該期間の保険料を免除とするためには、制度上、昭和60年度の免除の申請を60年7月までに行わなければならないが、オンライン記録によれば、免除の申請は61年3月22日に行われており、同年同月時点では当該期間の保険料を免除とすることはできない。そのほか、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から60年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から60年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から61年3月まで

私は、申立期間は国民年金保険料の免除の申請をしており、申立期間のうち、昭和55年4月から60年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の「国民年金保険料免除申請承認通知書」を所持しているため、申立期間は保険料の免除期間だと思っていたが、平成20年に送付された「ねんきん特別便」で、申立期間が国民年金に未加入となっていることを知った。それまで保険料の免除記録が取り消された旨の連絡を受けたことはなく、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できないので、申立期間を保険料の免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年4月から60年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間については、オンライン記録及び年度別納付状況リストによれば、当該期間は国民年金保険料の申請免除期間とされていたが、申立人の夫は、申立期間前に厚生年金保険の老齢給付受給資格期間満了者となっており、制度上、当該期間を保険料免除期間とすることはできないことから、平成元年5月に当該期間の免除記録が取り消され、申立期間は強制加入被保険者期間から未加入期間に記録訂正されている。しかしながら、申立人は、保険料の免除記録が取り消された旨の連絡を受けたことはないと述べており、i) 申立人は、当該期間のうち昭和55年4月から60年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の「国民年金保険料免除申請承認通知書」を回収されずに所持していること、ii) A年金事務所は、「免除記録の取消しが行われた場合には本人に文書で通知の上、免除承認通知書を回収していたはずである」旨を回答していることから、上記免除記録が取り消された平成元年5月から「ねんきん特別便」が送付された20年までの間に申立人に対して上記免除記録の取消しの通知が行われた可能性は極めて低い

ものと考えられる。このため、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、20年以上の長期間にわたり醸成されてきたものと認められ、当該期間の被保険者資格及び保険料免除を認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月から同年12月までの期間については、当該期間の保険料を免除とするためには、制度上、昭和60年度の免除の申請を60年7月までに行わなければならないが、オンライン記録によれば、免除の申請は61年3月22日に行われており、同年同月時点では当該期間の保険料を免除とすることはできない。そのほか、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から60年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成17年8月8日の標準賞与額に係る記録を75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月8日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与の振込みが確認できる預金通帳や給与所得の源泉徴収票を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳及び平成17年分の給与所得の源泉徴収票並びにA社の事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳の振込額から試算される賞与額及び保険料控除額から、75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月6日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年4月1日から10年5月6日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、9年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から10年4月までは16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月1日から10年11月1日まで

A社には平成10年10月31日まで勤務していたにもかかわらず被保険者資格が同年4月30日までしか記録されていない上、被保険者資格が存在する期間の標準報酬月額の記録も実際の給与より低くなっているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年4月1日から10年5月6日までの期間について、複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことは推認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年4月30日より後の同年5月6日付けで、当初、9年4月の資格取得時決定において9万8,000円、同年10月の定時決定において16万円とされていた申立人の標準報酬月額の記録が、9万2,000円に遡及減額訂正された上、被保険者資格喪失日を10年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、複数の従業員についても、平成10年5月6日付けで、標準報酬月額の減額訂正及び資格喪失の処理が遡及して行われていることが確認できる。

なお、A社の商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日である平成10年5月6日において、同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の

適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立人の標準報酬月額減額訂正及び資格喪失の処理を遡って行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、当該処理日である平成10年5月6日に訂正し、9年4月1日から10年5月6日までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年4月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から10年4月までは16万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成10年5月6日から同年11月1日までの期間について、上記複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間においては、上述のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主に照会したものの回答は得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記複数の元従業員は、当該期間の時期には、給与明細書が渡されず、給与は数万円ずつ分割して支給されており、当該給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 20 日及び同年 12 月 20 日は 37 万 6,000 円、20 年 12 月 19 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年 7 月 20 日
② 平成19年 12 月 20 日
③ 平成20年 12 月 19 日

A 診療所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。当時の賞与支払明細書などの資料を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書、A 診療所が提出した賃金台帳及び同診療所の担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において、同診療所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記賞与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 7 月 20 日及び同年 12 月 20 日は 37 万 6,000 円、20 年 12 月 19 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間①、②及び③当

時の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったことから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月24日は37万6,000円、19年6月29日は32万7,000円、20年6月25日は32万円、同年12月15日は30万7,000円、21年6月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成19年6月
③ 平成20年6月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年6月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑤までの賞与支払日については、上記賃金台帳から、申立期間①は平成16年12月24日、申立期間②は19年6月29日、申立期間③は20年6月25日、申立期間④は同年12月15日、申立期間⑤は21年6月25日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年12月24日は37万6,000円、19年6月29日は32万7,000円、20年6月25日は32万円、同年12月15日は30万7,000円、21年6月25日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 49 万 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A 社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳並びに申立人から提出された賞与支給明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、平成 17 年 12 月 9 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、申立人の育児休業期間中（平成 17 年 9 月 12 日から 18 年 7 月 16 日まで）に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 25 年 11 月 29 日に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記

貸金台帳及び賞与支給明細書において確認できる賞与額から、49万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 56 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 17 年 12 月 9 日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、申立人の育児休業期間中（平成 17 年 10 月 8 日から 18 年 6 月 20 日まで）に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 25 年 11 月 29 日に提出したことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、56 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（50万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を50万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権の時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで50万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は50万円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を

社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（50万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を50万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権の時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで50万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は50万円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を

社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人が主張する標準賞与額（50万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を50万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月4日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権の時効により消滅した後の平成25年10月7日付けで50万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については保険給付に反映されない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届によると、申立期間の標準賞与額は50万円であることが確認できる。

さらに、A社の社会保険事務を代行する社会保険労務士は、「賞与支払届は複写式であり、健康保険組合に基金分及び社会保険事務所分をまとめて送付している。申立期間のみ別々に送付したとは考えづらい。」としている上、C健康保険組合は、「賞与支払届は5枚複写の様式である。当組合に基金分と社会保険事務所分が提出された場合、当組合で回送している。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を

社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B厚生年金基金及びC健康保険組合から提出された賞与支払届から、50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、A社C工場から同社B工場へ異動した時期であるが、同社で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B工場から提出された申立人に係る在職期間証明書及び事業所が保有する辞令から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和38年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社D工場への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社報から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社D工場への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚及び元従業員の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成22年4月11日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月1日から同年4月11日まで
平成22年4月10日までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の加入記録が無い。同年4月10日まで勤務した記録及び給与明細を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社との平成22年6月17日付け「合意書」により、申立人は同年4月10日付けで退職していることが確認できることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、平成23年8月24日付けで、22年9月の定時決定の記録を取り消した上、資格喪失日についても同年1月1日とする処理が行われていることが確認できる。

また、A社における厚生年金保険の被保険者4人のうち、申立人を含む二人に対し上記資格喪失処理が行われている上、滞納処分票により、同社は、申立期間及び当該処理時において社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、年金事務所において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日については、上記「合意書」における退職日の翌日である平成22年4月11日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成21年12月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月16日から同年2月13日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社D支店から同社C支店に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員名簿並びに同社総務・人事部担当者の供述並びに同僚及び従業員の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、上記担当者は、通常、月初めの人事異動は、異動月の16日付けで届出を行っていることから、A社D支店の資格喪失日は正しく、同社C支店が資格取得日を間違ったと思われる旨供述していることから判断すると、同社同支店における資格取得日を昭和42年1月16日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管するA社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において申立人の資格取得日が昭和42年2月13日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月21日から同年11月14日まで

A社に昭和39年4月1日に入社し、45年9月末まで継続して勤務したが申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社C店からD社への異動はあったものの継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社C店からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の異動日については、B社は、D社の開店日である昭和44年11月14日まではA社C店で給与の支給及び保険料控除を行っていたと思う旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C店における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C支社で申立人と一緒に勤務していたとする従業員の供述から、申立人は同社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立期間にA社C支社で勤務していた従業員から提出のあった給料明細書から当該期間の保険料控除が確認できる。

なお、A社C支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であるところ、上記従業員から提出のあった48年12月の給料袋には「A社総務部」、49年1月の給料袋には「A社C支社」と記載されていることから、申立期間の給料はA社（本社）で支給されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てに係る資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所

がこれを 48 年 12 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年6月まで

私は、母から、私が20歳の時に、4人の兄たちと同様に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。兄たちは20歳の頃から国民年金に加入しているのに、私だけ申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した昭和46年*月頃に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しており、同年同月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われた場合は、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする母親から聴取することができない上、申立人は、加入手続及び保険料納付に関与していないとしていることから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年3月まで

私は、国民年金に加入した後、区役所の職員から未納期間の国民年金保険料を遡って納付できると電話で説明を受け、後日、自宅に送られてきた納付書で保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び申立人が所持する領収証書の領収年月日から昭和53年7月頃に払い出されたと推認でき、申立期間の国民年金保険料は、同年同月以降に実施された第3回特例納付制度を利用して納付することが可能であるところ、申立人が所持する領収証書及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間前の81か月分の保険料を当該特例納付制度を利用して納付しており、当該特例納付月数「81か月」に申立期間直後の51年4月から60歳に到達する前月の62年*月までの納付済期間の月数「135か月」及び当該特例納付が行われた当時に合算対象期間とされていたと考えられる36年4月から40年3月までの未加入期間の月数「48か月」を合計した月数「264か月」は、申立人の受給資格期間（264か月）と一致することから、申立人は受給資格期間を満たす月数分のみの保険料を特例納付したものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13960 (事案 13095、13466、13705 及び 13828 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月から22年1月まで

私は、これまで4回にわたり「平成21年3月に失職して間もない頃、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、4分の1の保険料の免除が承認された後、初めて送られてきた納付書により、申立期間の4分の3の保険料を一括納付したはずである。」旨申し立ててきたが、年金記録の訂正は認められなかった。しかし、委員会の判断の理由に納得できないため、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、これまでの申立てに際して、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として申立期間を含む平成21年4月から22年5月までの期間の家計簿を提出しているが、i) 当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す支出記録は見当たらないこと、ii) 申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間であり、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)及び年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、24年3月28日付け、同年9月26日付け、25年5月29日付け及び同年10月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知の「委員会の判断の理由」に納得できないとして申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 9 月まで

私は、昭和 61 年夏頃に受け取った国民年金保険料の督促の通知に保険料を 3 年分遡って納付することができるかと書かれていたので、滞納を解消したいと思い、同年 9 月頃にこれまで未納にしていた申立期間の保険料として 16 万円弱を区出張所で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月頃に申立期間の国民年金保険料を区出張所で一括納付したとしているが、同年同月時点では、申立期間のうち 58 年 10 月から 59 年 6 月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、申立期間のうち同年 7 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は過年度分の保険料として納付することが可能であるものの、区出張所では過年度分の保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②のうち昭和43年7月26日から同年12月までの期間、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②のうち昭和42年12月から43年7月26日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から40年5月1日まで
② 昭和42年12月から43年12月まで
③ 昭和44年1月から45年7月まで
④ 昭和48年10月から49年11月まで
⑤ 昭和50年2月から同年8月まで

厚生年金保険に10年以上も加入していたにもかかわらず、年金事務所の記録では被保険者期間が109か月しか無い。申立期間①及び②に係る二つの事業所における加入期間は間違いであり、また、申立期間③から⑤までの加入記録が無いが、各社で勤務していたのは事実なので、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和39年6月から勤務していたと主張しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人について、同社の元代表取締役は、事業所を設立した同年5月頃から解散した41年12月頃まで勤務していたと思うとしているが、当時の事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料等の所在は不明であるとしている。

また、A社の元代表取締役は、申立期間①とほぼ重複する昭和36年4月1日から39年10月1日までの期間及び同年11月1日から40年4月1日までの期間に、他社

において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、B県からC県に移った日は昭和42年11月1日なので、国が管理しているD社における申立人の被保険者資格取得日の記録が同年10月31日となっているのは誤りである旨主張しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人とほかの一人の従業員が同日に被保険者資格を取得したとする届出が43年3月13日に受け付けられていることが確認できるが、当該従業員に照会することができないことから、申立人の資格取得届の提出経緯について確認することができない。

また、上記被保険者名簿によると、D社は、昭和43年8月31日に営業不振を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち、同日から同年12月までの期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和43年7月26日とされているところ、同社の元代表取締役は既に死亡しており、元取締役の一人は、申立人は申立期間②において同社で勤務していたが、当該期間のうち、同年7月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料の控除については分からないとし、別の元取締役からは、申立人の申立期間②における勤務について明確な回答が無い上、申立てどおりの届出を行ったか不明としていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 3 申立期間③について、E社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和45年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③においては、適用事業所ではなかったことが確認できるところ、同社の元代表取締役は、当時の給料台帳等の資料は無いが、同社が社会保険に加入したのは同年12月からなので、それ以前に離職した申立人が同社において厚生年金保険に加入することはない旨回答している。

また、上記被保険者名簿では、申立人が記憶する3人の元同僚のうち一人の資格取得年月日は、E社が適用事業所となった昭和45年12月1日であることが確認できる上、ほかの元同僚二人の被保険者記録は確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立事業所であるF社の業務を引き継いだG社は、同社が保管する「社会保険資格取得届綴」において、申立期間④に該当するページに申立人の氏名は見当たらず、当該期間における健康保険被保険者証番号は連続しており記載漏れは無いことから、申立人について、同社社員としての認識は無く、厚生年金保険料の控除及び納付はしていない旨回答している。

また、F社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、申立期間④における健康保険証の番号に欠番等は見当たらない上、当該名簿における被保険者の資格取得日は、G社が保管する上記の社会保険資格取得届綴の内容と一致している。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人が記憶する二人の元同僚のうち、一人の被保険者記録を確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、H社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録による

と、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、昭和 45 年 4 月 9 日から 46 年 5 月 1 日まで、62 年 1 月 1 日から平成 8 年 2 月 29 日まで及び 17 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 14 日までであり、申立期間⑤において、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、H社の元代表取締役は、同社は平成 23 年度に廃業し書類等も一切残っていないため、申立ての事実を調べることができない旨回答していることから、申立人の在籍期間及び保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が記憶する元同僚二人及び上記元代表取締役は、申立期間⑤において、それぞれ国民年金に加入しその保険料を納付していることが確認できる上、当該元同僚二人は、H社が 2 回目に厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 1 月 1 日に、同社において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 6 申立期間①から⑤までについて、申立人は、平成 26 年 2 月 14 日時点で、元同僚への照会を含むそれ以降の調査を望まないとしていることから、各申立事業所に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②のうち昭和 43 年 7 月 26 日から同年 12 月までの期間、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②のうち昭和 43 年 7 月 26 日から同年 12 月までの期間、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②のうち昭和 42 年 12 月から 43 年 7 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から34年4月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫が記載した履歴書などから、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出のあった申立人自筆の履歴書及び職歴メモには、申立人は、申立期間において、A社にパートで勤務していた旨の記載がある。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立期間中の昭和30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時に在籍していた複数の元従業員は申立人を記憶していない上、当該元従業員のうちの一人は、厚生年金保険の加入は強制ではなく希望制だったのかもしれない旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間に係る健康保険被保険者証の番号に欠番等不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年7月
④ 平成17年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社の人事関連業務を管掌するB社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間①から④までに係る賞与の支払及び届出等について不明である旨回答している。

また、A社が加入するC健康保険組合によると、同社から提出された賞与支払届の記録を平成15年分から保管しているが、申立人の当該期間に係る賞与の記録は見当たらない上、同組合における申立人の被保険者記録はオンライン記録と一致している旨供述している。

さらに、D県E市から提出された申立人に係る平成18年度税務関係資料（17年度資料は無し）に記載のある平成17年分の社会保険料控除額について検証を行ったが、申立期間③及び④における賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立てに係る賞与支払の事実を確認するため、賞与振込記録のある通帳又は口座情報の提供を申立人に依頼したが、申立人からの連絡は無く、その回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたパートタイマー労働契約書及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時における社会保険事務担当者は、申立人は平成 22 年 10 月から勤務したと思うが、申立人には同年 11 月から正式に採用され社会保険に加入するということを説明した旨回答しているところ、同社から提出された申立人に係る賃金台帳において、同年 10 月分の給与（同年 11 月 30 日支給）から申立期間に係る厚生年金保険料は控除されておらず、同年 11 月分の給与（同年 12 月 31 日支給）から申立人が被保険者資格を取得した同年 11 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間に係る上記賃金台帳に記載された振込金額は、申立人から提出された預金通帳の写しにおける給与振込額と一致している上、B税務署が保管する申立人の平成 22 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、上記同年 10 月分及び同年 11 月分の給与に係る賃金台帳に記載されている社会保険料の合計額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月2日から同年7月1日まで
② 平成9年7月1日から14年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。事業主が正しい届出をしていないことから保険料が適正に徴収されなかったため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立人に係る給料台帳から判断すると、申立人が申立期間①に同社で勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立人は歩合の営業で入社したが、入社してすぐに辞める人もいるので、社会保険の加入について1か月は試用期間で様子見をした旨回答しているところ、上記給料台帳において、平成9年6月分の給与から申立期間①に係る厚生年金保険料は控除されておらず、同年7月分の給与から申立人が被保険者資格を取得した同年7月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬

月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された申立期間②に係る給料台帳により、申立人は、申立期間②において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていた月も確認できるが、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低くなっていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 9 月 10 日から同年 10 月 10 日まで
③ 昭和 33 年 12 月 12 日から 36 年 6 月 15 日まで

A所B支所に第一種臨時職員として勤務した申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA所発行の在職証明書及び同所の回答により、申立人が申立期間①、②及び③に同所B支所に臨時職員として在職していたことが確認できる。

しかし、A所に係る事業所別被保険者名簿によると、同所は、昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①、②及び③においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A所は、申立人の申立期間①、②及び③における社会保険の取扱いについて、賃金台帳等が保存年限を過ぎ廃棄されているため不明である旨、及び申立期間③のうち昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 6 月 14 日までの期間は、職員に準ずる者であった期間として共済組合員期間に算入されている旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿により、A所が適用事業所となった昭和 38 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した 64 人のうち連絡可能な 18 人に照会したところ、13 人から回答があり、そのうち 10 人が同日以前から同所に勤務していた旨回答しているものの、これらの者の当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、これら 10 人のうち、自身の身分について未回答の 1 人を除く 9 人が当該期間は臨時職員だった旨、また、そのうち 8 人が当該期間における保険料控除について分からない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時の状況を知る者はおらず、当時の資料等は何も無いとしており、申立期間当時の事業主及び給与担当者と思われる者も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人がA社を紹介されたとする者について、複数の者が申立人の前任者である旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において同氏の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、別の複数の者が、申立期間当時、同社には厚生年金保険に加入しない者がいた旨供述していることから判断すると、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月29日から36年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には2年ぐらい勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が記憶する同僚と同姓である者は連絡先が不明であることから照会できず、申立人と同日に資格喪失している従業員、申立期間に加入記録がある従業員及び申立期間に資格取得している従業員の計29人に照会を行ったところ、回答があった13人の中に、申立人を記憶する者は確認できない。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和36年5月1日にB社と社名変更しており、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡しており、B社の代表取締役は、申立期間当時の資料は全く残っておらず、確認できない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、回答のあった者のうち、A社からB社に社名変更した後に厚生年金保険を資格喪失している者は10人確認でき、うち7人が、社名が変わったときに勤務していれば、そのことは知っているはずである旨供述しているが、申立人は、社名変更について記憶が無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 30 日から 58 年 8 月 22 日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間の加入記録が無いことを初めて知った。申立期間に係る事業所名は覚えていないが、勤務していたことは確かであり、事業所の担当者に厚生年金保険への加入を申し出て、電話にて了承を得た記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、事業所名及びレストランの店舗名は記憶していないが、同一事業所が経営するAビル最上階にあったレストラン及びB地区にあったレストランに、それぞれ勤務していたと申し立てている。

このため、Aビルを管理するC社に、申立期間当時に同ビルの最上階にあったレストランについて照会し、同社から昭和 53 年に同ビルの最上階に入居しており、申立期間当時も変わっていないと考えられる旨の回答があった店舗及び事業所について調査を行ったが、いずれの店舗及び事業所においても、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立人は、Aビル最上階にあったレストランからB地区のレストランに異動になったとしているが、店舗名及び所在地について記憶していないため当該事業所を特定することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月22日から52年1月21日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和52年7月29日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後の昭和52年6月にはB国に移住しているところ、昭和60年の年金制度改正により61年4月1日から国外在住の日本国民が国民年金制度に任意加入できるようになるまでは、海外転出した者は日本人であっても国民年金に加入できず、年金として通算することができなかつたことから、申立人がその当時において脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

なお、申立人は脱退手当金の支給決定日には既にB国に移住していたので、脱退手当金を受け取ることはできなかつたと主張しているが、海外居住者への脱退手当金の支給は、昭和31年12月25日以降は可能となっており、申立人が脱退手当金を受け取ることも可能であった。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 15 日から 44 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間においても厚生年金保険に加入し、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、病気療養中のため、回答を得ることができない上、事業主の息子は、申立期間当時の社会保険関係の資料は無く、自分は当時まだ子供だったので、申立期間のことに 대해서는 不明であるとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった従業員のうち、連絡先が判明した従業員一人に照会したところ、申立人のことは知らないと供述している上、申立人の申立期間における雇用保険の記録も無いことから、同社における申立期間の勤務について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和 43 年 1 月 15 日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 45 年 8 月 31 日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが分かる所得税源泉徴収簿を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び従業員供述により、申立人が申立期間も A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社では、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料控除の根拠資料として提出した「昭和 45 年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険料の控除額欄に記載されている金額は、雇用保険料分のみであり、当該控除額欄には、従業員の給与から控除した社会保険料額の全てを記入していることから、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない旨供述している。なお、当該所得税源泉徴収簿の総支給金額から社会保険料の控除額を引いた金額と差引控除後の給与の金額とに毎月一律 2,250 円の差額が生じるが、同社は、当該差額について、申立期間当時の交通費と考えられる旨供述している。

また、B 社は、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立期間に係る資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明であると供述している。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間に同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる従業員 11 人に、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった 7 人全員が不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 15 日から 12 年 3 月 31 日まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所でなかったことが確認できるところ、同社の事業主は、「申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であったため、申立人を含む従業員の給与から厚生年金保険料は控除しておらず、各人で国民年金に加入してもらっていた。」と供述している。

また、A社の事業主が申立期間当時に勤務していたとする元従業員二人に同社における厚生年金保険の取扱いについて照会を行ったところ、兩人ともに、「A社は、申立期間当時には、厚生年金保険に加入しておらず、各自で国民年金に加入するようにしていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 26 日から 59 年 5 月 1 日まで
A社に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は既に解散しており、申立期間当時の代表取締役二人のうち、一人は死亡しており、別の一人は、申立期間当時の資料は無く、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については不明であると供述している。

また、A社の申立期間当時の給与・社会保険事務担当者は、「同社には、申立期間当時、短期工、長期工及び正社員の従業員がおり、厚生年金保険については、短期工は加入させておらず、長期工及び正社員は、原則、加入させていたものの、加入したくないという者の場合、加入させていなかったと思う。また、厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している上司及び同僚のうちの連絡先が判明した4人並びに申立期間当時の従業員37人に照会したところ、20人から回答があり、そのうち7人が申立人を記憶しているものの、7人とも申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。